プロポーザル方式実施説明書

第１章　プロポーザル参加に係る手続き等

1　プロポーザルの概要

(1)　業務の概要

ア　業務委託名　浜松市ふるさと納税事業支援業務

イ　業務内容　別紙「業務説明資料」のとおり

ウ　履行期間　契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

エ　契約上限金額　71,940 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、提出された参考見積書との比較のみに使用するものであり、予定価格を示すものではありません。

※契約は、①業務委託料（返礼品の調達及び配送管理に要する委託料）：寄附金額の 3%、②返礼品代金及び送料：実費支払、③受領証明書等の発送代金：231 円／件とすることを想定しています。

【条件】

・寄附件数 157,000 件、寄附金額 3,000,000 千円を想定。

・契約上限金額に返礼品の代金及び送料と受領証明書等発行の実費は含まない。

(2)　書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	契約書	
3	業務説明資料	
4	評価基準	
5	プロポーザル方式実施説明書	
6	様式 1	参加意向申出書
7	様式 2	参加資格確認結果通知書
8	様式 3-1	質問書
9	様式 3-2	質疑応答書
10	様式 4	企画提案書
11	様式 5	企画提案書等の取扱いに関する回答書
12	様式 6	結果通知書
13	別記 1	企画提案書等の取扱いに関する確認依頼
14	別記 2	入札参加資格審査申請に準じた書類

※6～14 は、プロポーザル方式実施説明書に添付

(3)　スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

参加意向申出書受付期間	令和8年11月2日（月）から令和8年11月13日（金）午後5時
質問書受付期間	令和8年11月2日（月）から令和8年11月13日（金）午後5時
参加資格確認結果通知書交付日	令和8年11月18日（水）
質問に対する回答送付日	令和8年11月18日（水）
企画提案書等提出期間	令和8年11月19日（木）から令和8年12月4日（金）午後5時
ヒアリング実施日	令和8年12月17日（木）※時間は後日連絡
特定・非特定の通知日	令和8年12月22日（火）
契約締結	令和8年12月25日（金）※予定

2　担当部署及び問い合わせ先

〒430-8652　浜松市中央区元城町103-2

浜松市産業部観光・シティプロモーション課（浜松市役所本庁舎4階）

電話　053-457-2293　FAX　050-3730-8899

メールアドレス　nozei-furusato@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3　参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

(1)　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)　次のいずれかに該当する者であること。

ア　入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和7・8年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借　業種分類3099：その他の業務委託）の認定を受けている者。

イ　引き続き1年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を参加意向申出書の提出期限日までに提出した者。

(3)　浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。また、同要綱第1条に規定する有資格業者以外の者にあっては、同要綱別表第1及び別表第2に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。

(4)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

4　参加手続き等

(1)　参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

ア　受付期限　令和 8 年 11 月 13 日（金）午後 5 時まで（必着）

イ　提出先　　浜松市産業部観光・ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ課ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝｸﾞﾙｰﾌﾟ　担当　藤田

ウ　提出方法　持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

エ　提出書類　（ア）　参加意向申出書（様式 1）

（イ）別記 2 に掲げる入札参加資格審査申請に準じた書類　（3（2）イに該当する場合のみ）

(2)　参加資格確認結果通知書の交付

ア　交付場所　浜松市産業部観光・ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ課ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝｸﾞﾙｰﾌﾟ　担当　藤田

イ　日時　　令和 8 年 11 月 18 日（水）

（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く）

ウ　その他　　電話連絡等はしない。

※なお、郵送を希望する場合は、参加意向申出書を提出する際に、110 円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

(3)　参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(2)で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

ア　提出方法　持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

イ　提出期限　令和 8 年 11 月 20 日（金）17 時 00 分まで（必着）

（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く）

ウ　提出先　　浜松市産業部観光・ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ課ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝｸﾞﾙｰﾌﾟ　担当　藤田

エ　様式　　任意様式

(4)　質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をすること。質問に対する回答は、企画提案書提出期限の前 3 日間浜松市役所（業務所管課）において閲覧に供する

とともに、参加資格を認められた者全員に通知する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア　提出期限　令和8年11月13日（金）17時00分まで（必着）

イ　提出先　　浜松市産業部観光・ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ課ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝｸﾞﾙｰﾌﾟ　担当　藤田

ウ　提出方法　持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール（ただし、持参以外は着信確認を行うこと。）

エ　回答送付日及び方法　令和8年11月18日（水）電子メールによる

5　参加資格の喪失

(1)　参加意向申出書の提出期限の日又は指名通知日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

（ア）　第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

（イ）　第1章4(1)エ及び第2章2(2)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章　企画提案書等について

1　企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の内容

(1)　企画提案書等は、次に掲げる内容を記載するものとする。

ア　業務実施体制について

受託者及びスタッフの業務実績、本市や事業者との連絡体制、寄附者からの問い合わせ窓口の概要等

イ　業務実施方針について

返礼品の充実やサイト改善等の寄附額増加への取組み等

ウ　業務の実施手法について

返礼品調達及び在庫管理、受発注の体制、寄附者及び返礼品提供事業者への対応等のサポート体制等

エ　その他必要な事項について

手数料等の経費、独自の提案等

2　企画提案書等の提出

(1)　提出物

ア　企画提案書（様式4）

イ　企画提案書等の取扱いに関する回答書（様式5）

※第2章5（3）及び別記を参照のうえ提出すること。

ウ　その他資料

- 参考見積書
- 関連業務実績
- 提案者の概要（既存のﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞの写しなど概要のわかるもの）

・ その他、企画提案に関連する資料

(2) 提出部数　8 部（正本 1 部、副本 7 部）

(3) 提出先　　浜松市産業部観光・ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ課ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝｸﾞﾙｰﾌﾟ　担当　藤田

(4) 提出期限　令和 8 年 12 月 4 日（金）17 時 00 分まで

(5) 提出方法　持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

3　企画提案書等作成にあたっての留意点

(1) 提案は、簡潔に記述すること。

(2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。

(3) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は不要とする。

(4) 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写をするため、見易さに配慮をすること。

4　無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

(1) プロポーザル方式実施説明書第 2 章 1 及び 2 に定める条件に適合しない提案。

(2) 虚偽の記載をした提案。

(3) 第 1 章 3 に示した参加資格を有しない者の提案。

(4) ヒアリングに出席しなかった者の提案。

(5) 参考見積金額が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。

5　企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。

(3) 企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。

(4) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

(5) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

(6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

(7) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

(8) 企画提案書等の提出は、1 者につき 1 案のみとする。

(9)　提出された書類は返却しないものとする。

(10)　企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第 3 章　審査の手続き及び受託候補者の特定

1　企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が選定した評価委員会が次のように行う。

(1)　審査の実施

ア　第 1 次審査（書面審査）

（ア）　提出された企画提案書について評価基準に従い書面審査を実施する。

（イ）　第 1 次審査の結果、点数が上位の 5 者に対し、イの第 2 次審査を行うものとする。

（ウ）　第 1 次審査の結果及び第 2 次審査の案内については、令和 8 年 12 月 11 日（金）（予定）

までに電子メールにて通知する。

イ　第 2 次審査（ヒアリング）

（ア）　実施日 令和 8 年 12 月 17 日（木）（予定）

詳細については対象者に別途連絡する。

（イ）　ヒアリング審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。

（ウ）　評価基準に従い審査を行う。

（エ）　ヒアリングへの出席者は 3 人以内(うち 1 人は業務を中心的に担当する者が望ましい。)とし、ヒアリング時間は 1 者あたり 40 分程度（説明 25 分、質疑 15 分程度）を予定している。

イ　評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

2　受託候補者の特定

(1)　提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(2)　受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

(3)　最低基準点をあらかじめ設定している場合

審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(4)　特定・非特定の通知

提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及び

その理由を電子メールにより令和 8 年 12 月 22 日（火）までに通知する。

3　特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新た受託候補者として手続を行うものとする。

ア　第 1 章 3 に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ　第 1 章 4(1)エ及び第 2 章 2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第 4 章　その他

1　手続において使用する言語及び通貨

(1)　言語　　日本語

(2)　通貨　　日本国通貨

2　契約書作成の要否

要する。

3　その他

本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。

第５章　各種様式

様式１

令和　年　月　日

浜松市長宛て

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

参　加　意　向　申　出　書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。
なお、浜松市公告第　　号の参加するために必要な資格に相違していないことを誓います。

件名：浜松市ふるさと納税事業支援業務

連絡担当者
所属
氏名
電話
ＦＡＸ
E－mail

様式２

令和　年　月　日

（商号又は名称）
（代表者職氏名）様

浜松市長

参加資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名：浜松市ふるさと納税事業支援業務

結果①：資格を有することを認めます。
　　プロポーザル方式実施説明書により、企画提案書等を提出してください。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。
理由：××のため

担　当

様式 3-1

（事業者提出用）

質　　問　　書	
公告番号　第　　号	件名　浜松市ふるさと納税事業支援業務
業　者　名	
提　出　日　　令和　　年　　月　　日	
質　　問　　事　　項	

様式 3-2

質　疑　応　答　書		
公告番号　　第　　号　件　　名　浜松市ふるさと納税事業支援業務		
回 答 日　令和　　年　　月　　日		
項　目	質　　問　　事　　項	回　　答　　事　　項

様式４

令和　年　月　日

浜松市長宛て

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

企　画　提　案　書

次の件について、企画提案書を提出します。

件名：浜松市ふるさと納税事業支援業務

また、企画提案書の提出期限日時点で保有している社会貢献活動等に係る認証等の有無について、次のとおり申告します。

認証等	浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証	浜松市消防団協力事業所の認定	浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定	健康経営優良法人の認定（経済産業省）	浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定	浜松市企業のＣＳＲ活動表彰（※1）
保有状況（※2）	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし

※1 浜松市企業の CSR 活動表彰では、企画提案書提出期限日の 2 年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所である場合に保有状況を「あり」と申告してください。
・Star Prize 制度マイスター認定事業所
・優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3 つの賞以外の受賞実績は対象外です。）
（例：2022 年 1 月 30 日が企画提案書提出期限日の場合は、2020 年 1 月 30 日から 2022 年 1 月 30 日までの間に受賞した実績が有効となります。）

※2 社会貢献活動等に係る認証等の保有状況について、「あり」又は「なし」に〇を付けてください。

連絡担当者
所属
氏名
電話
ＦＡＸ
E－mail

様式５

令和　年　月　日

浜松市長宛て

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

企画提案書等の取扱いに関する回答書

企画提案書等の取扱いに関する確認について、次のとおり回答します。

対象案件　：　浜松市ふるさと納税事業支援業務

上記対象案件に関する企画提案書等に、当社の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより当社の正当な利益を害する情報にあたると考える部分が

・あります

・ありません

※「あります」と回答した場合
企画提案書等において当社の正当な利益を害すると考える部分は、別添のとおりです。

様式６

令和　年　月　日

（商号又は名称）
（代表者職氏名）様

浜松市長

結　果　通　知　書

貴社から提出のあった次の件の企画提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：浜松市ふるさと納税事業支援業務

１　貴社の審査結果

（特定した場合）

結果：最適であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

（特定しなかった場合）

結果：下記の理由により特定しませんでした。

理由:××の為

２　本プロポーザル方式の審査結果

（１）特定した事業者：□□株式会社

（２）審査を行った事業者数：〇者

（３）貴社の順位：×位

（４）審査結果（評価点の合計順）

評価項目		審査を行った事業者の評価点		
		1位(特定者)	2位	3位
1 基本事項	①目的、内容の妥当性			
	②同種・類似業務の実績			
2 提案に対する評価	③業務遂行の体制			
	④ふるさと納税事業に対する支援の内容			
	⑤返礼品配送管理の取り組み及び手法			
	⑥ポータルサイトと返礼品の管理、新規返礼品開拓の取り組み及び手法			

	⑦返礼品提供事業者に対する支援の内容			
	⑧相談窓口の運営内容			
	⑨経費の妥当性			
3　社会貢献活動等認証事業者からの物品等優先調達				
評価の合計点				

担当

別記１

企画提案書等の取扱いに関する確認依頼

１．プロポーザル方式の実施に係る企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の取扱いは、次のとおりとします。

（１）企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表します。

（２）公開又は公表における企画提案書等の使用に関する費用は、無償とします。

２．次の内容に関し、確認を依頼いたします。

企画提案書等は、１にも記載のとおり原則としてはその全部を公開又は公表しますが、例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が提案者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

（１）対象案件　　浜松市ふるさと納税事業支援業務委託

（２）提出物　　・企画提案書等の取扱いに関する回答書

・貴社の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料（企画提案書等の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出　※ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）

※提出いただいた資料の該当部分の非公表を確約するものではありません。

（３）提出期限　　令和８年 12 月４日（金）17 時 00 分

（４）提出先　　浜松市産業部観光・シティプロモーション課　担当　藤田

別記２

入札参加資格審査申請に準じた書類 一覧表

■　必要提出書類を確認し（備考欄に記載の場合に該当するときに提出が必要になる書類もあります）、チェック欄（太枠内）を記入のうえ、№1 から順に揃えてこの一覧表とあわせて提出してください。

チェック欄記入方法　‥　提出を要する：〇　　提出不要：／（斜線）

■　提出書類は、全てA4 サイズにしてください。

■　参加意向申出書の提出期限日までに提出してください。

No.	提出書類		備　考	チェック欄	市確認欄
1	委任状 【様式有り】		＊支店・営業所等へ参加等を委任する場合に提出	〇	
2	市税完納証明書 写し可 【証明願の様式有り】		＊浜松市内に本店を置く場合又は浜松市内の支店・営業所等へ参加等を委任する場合は、入札参加資格審査申請用市税完納証明書の証明願により、証明書（又は、課税がない旨の記載を受けた証明願）を取得し提出 ＊証明日は３ヶ月以内の日付であること ＊申請（発行）窓口は、証明願を参照	〇	
3	消費税及び地方消費税に係る納税証明書「その3」 写し可		＊消費税及び地方消費税について未納の税額がないこと（「その３の2」「その３の3」でも可） ＊課税対象者でない場合も提出 ＊証明日は３ヶ月以内の日付であること ＊所管税務署で発行	〇	
4	法人	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） 写し可	＊法人の場合に提出　　＊現在事項全部証明書でも可 ＊1ヶ年以上業務を営んでいること ＊証明日は３ヶ月以内の日付であること ＊所管法務局で発行	〇	
5	個人	代表者の身分（身元）証明書 写し可	＊個人の場合に提出 ＊後見登記、破産等の通知を受けていない旨の証明書 ＊証明日は３ヶ月以内の日付であること ＊本籍地の戸籍担当課で発行	〇	
6	個人	登記されていないことの証明書 写し可	＊個人の場合に提出 ＊成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない旨の証明書 ＊証明日は３ヶ月以内の日付であること ＊東京法務局（郵送）、地方法務局（窓口）で発行 ただし、支局・出張所を除く	〇	
7	法人	貸借対照表・損益計算書 写し可	＊法人の場合に提出 ＊直前決算１ヶ年分	〇	

8	個人	〈青色申告者〉所得税確定決算書の写し 〈白色申告者〉所得税確定申告書の写し又は市県民税申告書の写し	＊個人の場合に提出 ＊直前決算１ヶ年分 ＊青色申告者は貸借対照表・損益計算書を含む	○	
9	暴力団排除に関する誓約書【様式有り】			○	

委　　任　　状

（あて先）浜松市長

令和　　年　　月　　日

委任者　　本社所在地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

私は、浜松市が発注する浜松市ふるさと納税事業支援業務委託について、下記のとおり権限を委任します。

受任者　　所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

委　　任　　事　　項

1　プロポーザルの参加申込み及び企画提案書の提出に関すること。
2　契約の締結に関すること。
3　業務完了における検査立会いに関すること。
4　契約代金の請求並びに受領に関すること。
5　その他契約に関する一切の権限。

暴力団排除に関する誓約書

浜松市の浜松市ふるさと納税事業支援業務委託のプロポーザル参加にあたり、浜松市暴力団排除条例（平成２４年浜松市条例第８１号）に基づき、暴力団の排除のために必要な協力を行うこと及び下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会及び役員等名簿のほか照会に必要な情報を提供することを承諾します。

記

１　次に掲げる者のいずれにも該当しません。

（１）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）　役員等（誓約者が個人である場合はその者。誓約者が法人である場合はその役員及び契約委任する営業所等の代表者。誓約者が共同企業体である場合はその構成員である法人の役員及び契約委任する営業所等の代表者。以下同じ。）が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められる者

（３）　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

（５）　前各号に該当するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

２　暴力団、暴力団員等、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者が、経営に実質的に関与していることはありません。

３　浜松市との契約に関し、下請負人、再委託人（下請、再委託が数次にわたるときはそのすべてを含む。以下同じ。）又は資材・原材料業者を使用する場合は、当該者が上記１の各号に該当しないことを確認します。また、当該者が上記１の各号に該当した場合、浜松市との契約に関する事項から排除します。

４　浜松市より上記１から３に該当するか否かの照会のために役員名簿等の情報提供の要請があった場合には、直ちに応じます。

５　本誓約が虚偽であり、又は本誓約に違反したことにより被る不利益について、異議は一切申し立てません。

令和　　年　　月　　日

浜松市長あて

（誓約者）

本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　印